



Title	Dignity of egg donors in Japan
Author(s)	遠矢, 和希
Citation	大阪大学, 2009, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/49818
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 ＜a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed >大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏 名	と お や わ き 遠 矢 和 希
博士の専攻分野の名称	博 士 (医 学)
学 位 記 番 号	第 2 2 7 2 7 号
学 位 授 与 年 月 日	平成 21 年 3 月 24 日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第 4 条第 1 項該当 医学系研究科予防環境医学専攻
学 位 論 文 名	Dignity of egg donors in Japan (日本における卵子ドナーの尊厳)
論 文 審 査 委 員	(主査) 教 授 森 本 兼 曩 (副査) 教 授 磯 博 康 教 授 的 場 梁 次

論 文 内 容 の 要 旨

〔 目 的 〕

1983年にはじめて卵子提供による妊娠が公表されて以来、生殖医療における卵子提供の問題については様々な角度から検討が加えられてきた。欧米におけるドナーの卵子提供の動機や満足度等の統計的調査・追跡調査、精子提供 (DI: Donor Insemination) との関連や匿名提供に関する倫理学的研究、生まれた子どもと卵子を利用したカップルの関係性の社会学的研究、家族法の分野における法学的研究などがある。そこでは、卵子の商品化の是非、生まれてくる子どもの福祉や出自を知る権利の問題、卵子ドナーとなる女性の人権や尊厳などが議論されてきた。日本の生殖医療における配偶子のドナーの状況や課題を主題的に扱った研究は、ごくわずかしが存在しない。本論文では、とくに卵子ドナーの尊厳に焦点を当てて、倫理的諸問題についての考察を加え、それを踏まえて法整備のあり方について提言を試みた。

〔 方法ならびに成績 〕

1. 生殖補助医療における尊厳

卵子提供についての法制度は各国によって異なっており、本研究ではまず文献調査によってその概略を調査し、問題点を整理した。その上で、日本における議論状況を政府審議会や関係学会の文書を含む文献資料調査を実施し、論点整理を進めた。

日本では日本産科婦人科学会の会告のみで法整備はなされていない。2003年に、生殖補助医療についての政府見解である厚生労働省厚生科学審議会生殖補助医療部会の報告書「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する報告書」が初めて示された。報告書によると、個人の尊厳を損なうものとして、1) 人を他の利益のためにもつばら道具として扱うこと、2) 生殖をビジネスにし、生殖細胞を売買すること、3) 生殖の過程における優生思想的選別・排除、が挙げられている。

2. 卵子提供における問題

卵子の採取は医学的リスクがあるという点で精子提供とは異なる。卵子提供のタイプによっては生体

腎または生体肝移植に相似する部分がある。倫理的問題として健康な人が医学的侵襲を受けることが挙げられる。

3. 卵子提供の4つのタイプと関連する論点

不妊カップルは次の4つの方法のいずれかで卵子提供を受ける。以下、それぞれに関連する論点をまとめる。

①家族内ドナー：専門家の間では、以前は否定的意見が支配的だったが、日本の実情からするとやむをえないとする見方も強まっている。

②売買による卵子提供：2003年の政府見解では、生殖をビジネスの対象にすること、人間の生殖に関わる細胞を売ることを禁止していた。

③ボランティアによる卵子提供：海外ではボランティアの卵子ドナーについて心理学的調査が行われている。

④シェアリングによる卵子提供：米国においては体外受精を行うクリニックの半数が患者をドナーとしても使っているという。卵子摘出数やその利用についての公正さが求められる。

〔 総 括 〕

以上の考察より、日本において卵子提供を伴う生殖医療が行われる場合、以下の点に留意した法整備が必要であることが明らかになった。

①家族内ドナー：提供配偶子を用いた場合の親子関係を確定する法律が未だに制定されていないため、生まれてくる子の地位が不安定になる可能性がある。法的のみならず社会的にも家族関係・人間関係が複雑化するため、家族内卵子提供は行われるべきではない。

②売買による卵子提供：2003年の政府見解や各国でも禁止されている通り、生殖のビジネス化につながり、人間の尊厳を損なうため行われるべきではない。

③ボランティアによる卵子提供：宗教的動機付けがない日本においてボランティア提供は難しいが、もし認める場合は、生まれてくる子、被実施者夫婦、提供者夫婦に対する長期的カウンセリングと支援体制が必要である。

④シェアリングによる卵子提供：生体材料の有効利用であり、ドナーのリスクを考慮する必要性が減じる。各国でも匿名提供で行われており、日本においてシェアリングによる卵子提供は現実的である。

結論として、日本において家族内ドナーや卵子の売買は禁止されるべきであるが、厳格な条件のもとにボランティアやシェアリングによる卵子提供は容認されうる。

論 文 審 査 の 結 果 の 要 旨

生殖医療における卵子提供の問題については様々な角度から検討が加えられてきた。精子提供では生まれてくる子どもの出自を知る権利の問題などがあるが、卵子提供においては加えて卵子ドナーである女性の人権や尊厳も議論されてきた。なぜなら卵子ドナーには提供の過程に身体的リスクがあり、また卵子は貴重な生物学的資源であるため売買の対象になりうるからである。しかし日本の生殖補助医療における配偶子のドナーの課題を主題的に扱った研究は、ごくわずかしが存在しない。

本研究では各国の研究において見出される問題点を抽出し、日本における議論状況を政府審議会や関係学会の文書を含む文献資料調査を実施した。卵子提供には、親族内提供、売買、ボランティア、シェアリングの4つのパターンが考えられる。卵子ドナーの尊厳にという視点からそれぞれのパターンの問題点を検証し、日本における適切な法整備のあり方について検討された本論文は学位に値する

と考える。